

## 序：シティズンシップをめぐる包摂と分断

シリーズ「共生社会の再構築」の趣旨は、多文化共生社会を実現するために不可欠な社会基盤の構築を制度分析、構造分析、規範分析、データ分析、国際比較研究など複数のアプローチから多角的に検証し、そのメカニズムを明らかにすることである。

グローバル化によって人々の移動や接触が活発化するなかで、一見異なる2つの傾向が顕在化している。ひとつは、人権規範や多文化主義の確立と波及により、外国人・性的マイノリティ・先住民など多様な市民が共存する多文化共生の規範や制度が定着した<sup>1)</sup>ことである。いまひとつは、排外主義・移民排斥・人種差別などの社会的排除の横行である〔関根, 2000: 21〕。教育・選挙・メディアなどデモクラシーを支える社会基盤は、多様な市民の共生を促す一方で、それ自体が排除の温床となるという両義性を孕んでいる。

こうした状況に対して、様々な社会基盤がもつ排除要因を共生へと方向づけ、人種・民族・文化・宗教など多様な背景をもつ市民が共存するための社会基盤を政治的・社会的に設計するための営為が、本シリーズが目指す「多文化共生デモクラシー」である。社会的排除によって多様な市民の包摂というデモクラシーの理念が動揺するなか、多文化共生を可能とする社会基盤設計を検証することが、多文化共生研究ないしは多文化共生デモクラシー研究の意義である。

以下、簡単に術語を整理しておきたい。本シリーズにおいて「多文化」とは、異なった属性（人種、エスニシティ、性、地位、身分、出自など）をもったアクターの多様性を意味している。したがって、「多文化」とは広く社会的属性の多様性を示唆しており、人種・エスニシティに限定した概念ではない。「共生」とは上述の異なった属性をもったアクターが特定の共同体のなかで共存することを意味している。また「共生化」とは、共生の状態が安定・持続することである。対して「排除」とは、共生を阻害すること、および特定のアクターが共同体に参画することを妨げられていることを指す。「包摂」とは排除されている、

または現状で共同体に参画していない特定のアクターを共同体のなかに参画させることである。言い換えれば、共生を目的として行われる行為が包摂であり、包摂を安定化・持続化させようとする行為が共生化である。なお、日本の文脈で「多文化共生」という言葉は1993年に横浜で開催された「開発教育国際フォーラム」の案内を掲載した毎日新聞（1993年1月12日・東京夕刊）のなかで言及されたのが最初である〔吉富, 2008 : 8 ; 木下, 2017 : 36-37〕。

以上のような問題意識に基づき、本シリーズは以下4巻（3巻+別巻）から構成される。第Ⅰ巻「シティズンシップをめぐる包摂と分断」は、国籍、市民権、出入国管理、移民、ガバナンスなど、法・制度・政策およびその形成過程を考察する。第Ⅱ巻「デモクラシーと境界線の再定位」は、学術・論壇、メディア、コミュニティ、政治参加、社会運動、世論、公共圏など、共生社会の相互関係を考察する。第Ⅲ巻「国際規範の競合と調和」は、レジーム、文化、宗教、企業規範、国際協力、対外政策、歴史認識、人権など、国際社会の諸規範を分析の対象とする。また後日刊行される別巻「多文化理解のための方法と比較」は、データ分析を用いた実証研究と国際比較研究であり、定量的研究・定性的研究の両面からアプローチしている。

このうち、本第Ⅰ巻では、シティズンシップが内包する3つの位相(法・制度・政策)に着目し、各位相に存する排除と包摂、共生の契機を、法律・制度・政策の形成および変容から検討する。シティズンシップとは多義的な概念であるが、端的に言えば、「メンバーシップの意味と範囲」〔Hall and Held, 1989〕を意味している。誰を共同体に所属させるのかという包摂の論理は、同時に「誰を所属させないのか」という排除の論理を含意している。このような線引きや決定の闘争こそが「シティズンシップの政治」に他ならない〔飯笹, 2008 : 295〕。

すなわち、本巻の根底にある問題意識は、シティズンシップと境界線とはどのようなものであるのか、その「範囲」や「線」を動かしている、さらに言えば、それを広げたり狭めたりしている論理はどのようなものであるのかという問いである。古代ギリシアの都市国家に端を発する「デモクラシー」は、市民を意味するデモス (demos) と権力を意味するクラティア (kratia) の合成語であるデモクラティア (democratia) を語源としている。それゆえにデモクラシーという制度は性格上、「誰が市民で誰が市民でないのか」というシティズンシッ

プの問いと、「市民／非市民を分ける基準はどのようなものであるのか」という境界線の問いを必要とする。

前述のような多文化共生デモクラシーの意義を考えるうえで、シティズンシップ研究や多文化主義の先行研究をひもとくことは有用であろう。シティズンシップには、市民的・社会的・政治的権利としての側面 [Marshall, 1950=1992] が認められるし、シティズンシップそれ自体は多重性や階層化、多文化主義など複数の異なった性質を帯びている<sup>2)</sup>。また、従来のシティズンシップの議論については、「圧倒的に規範的な議論に傾注」しており、かつ「啓蒙主義的な価値観に貫かれている」[飯笹, 2007: 4] と指摘されてもいる。

オーストラリアの多文化主義論争によれば、当初は「多 (multi)」の部分に論争の焦点がおかれていた。すなわち、どの程度の多様性までが公的領域において許容可能であるのかということが争点となり、エスニシティ = 文化という単純な図式に疑義が呈された。やがて論点は「文化 (culture)」の部分へと移行する。そこでは文化とは何かということが問題とされ、多文化主義がもつ保守的志向性が批判された [モーリス = 鈴木, 1996: 43-44]。この多文化主義がもつ保守的志向性について言えば、多文化主義は国民国家の境界線を追認することにもつながりやすく、マイノリティを選別／排除する論理にもなりうるということには注意が必要である [塩原, 2010: 76-79]。

他方で、多文化主義は目的なのか、手段なのか。多文化主義という状態を目指すものか、それとも過渡的な現象に過ぎないのかということは伝統的に論じられてきた論点である。文化的多様性を認める「リベラル多元主義」は多文化主義を目的として捉えているし、人種や民族集団に対して法的実体性を与え、その文化的アイデンティティを認め、財政的援助を行なうコーポレート多文化主義は後者である [梶田, 1992: 58-65]。この点に関して、C. テイラー (C. Taylor) はシティズンシップを文化的差異の承認と捉えている [Taylor, 1994]。また、R. バイナー (R. Beiner) はナショナリズムか文化多元主義かという二項対立でシティズンシップを考えることに懐疑的である [Beiner, 1995: 3]。同様に、駒井洋は、多元主義とも同化主義とも距離をおいた、日本人と外国人との間の不平等を徐々に是正する「段階的市民権」[駒井, 2006: 54] を提唱している。

現在進行形で進行する大規模なグローバル化を俯瞰すれば自明のように、シ

ティズンシップと境界線という課題は、「人の移動」という問題と切り離せない。人の自由移動がなければ、差異化の論理としてのシティズンシップも、そうした移動の自由を規制する境界線の働きも異なってくるからである。キャロル・グラック (C. Gluck) がいみじくも指摘しているように、20世紀の歴史はトランスナショナルな文脈以外では適切に語るができない——20世紀の歴史が展開した場とは、世界そのものだったからである [グラック, 2003: 13]。したがって、シティズンシップの問題もまた、トランスナショナルな文脈で考える必要があるだろう。

この問題を考えるうえでは、É. バリバル (É. Balibar) の認識が重要な示唆を与えてくれる [Balibar, 2003]。彼はヨーロッパの同質化されたアイデンティティを否認し、ヨーロッパを多様性の重なり合いとして描写している。つまり、ウチとソトを分け隔てる地域統合の境界線ではなく、地域統合そのものが多様なものどうしが交錯する境界線であるという認識座標の転換である。そして、こうした境界認識を境界線 (Border-line) に対置して境界地 (Border-land) と呼んでいる。バリバルの議論は政治哲学の閉じた議論ではなく、こうした境界認識の変容は現実の政策レベルにも見られる傾向である<sup>3)</sup>。

以上の問題意識から、本巻ではシティズンシップが作り出す包摂／排除の境界線を詳らかにし、それを相対化し、共生化へと方向づけていく可能性を模索していく。以下、簡単に各章の議論を紹介する。

第I部「シティズンシップの境界線」では、シティズンシップのうち、「成員資格」の立法過程・法的側面に着目する。国籍・帰化制度や、国籍に付随する諸権利 (参政権、居住の権利、教育を受ける権利など) を考察し、また移住者管理等の諸制度を通じて、「国民」と「外国人」の境界線がどのように創出・維持・交渉されてきたのかを考察する。何が「シティズンシップ (成員資格)」の構成要素として位置づけられてきたのかを分析することで、諸制度の機能、特定の国・時代状況のもとでの境界線の変容、境界線の創出や変化が社会に与えた影響を検討する。

第1章では、19世紀中葉のネイティブ・アメリカ党の政治綱領が着目され、その政治的主張が分析されている。ネイティブ党の政治目標は、アメリカ「市民」を「国籍保有者」に限定したうえで、シティズンシップを政治参加の条件

とすべきというものである。これは、移民の政治参加を排除するために、市民と移民の間に参政権という境界線を引こうとする行為にほかならない。こうした移民排斥ロジックは、当時の文脈において多数派になることはなかったが、同章では、移民排斥のロジックが萌芽的に形成された時期が分析されている。

その後19世紀後半から、移民排斥の制度化が徐々に進められていく。国民国家のなかでシティズンシップがナショナルの論理に吸収されていく「シティズンシップのナショナル化」が進むのが19世紀後半である〔Turner, 2000:23;山崎, 2016:229;田所, 2018:158-169〕。この制度化の過程を扱っているのが第2章である。移民排斥は抵抗なく制度化されたわけではなかった。その背後にある人種主義を批判する大規模な反対運動が展開されるなか、「セキュリティ」とそれを正当化する「国家主権」の論理によって移民排斥は正当化された。特定のエスニック集団はアメリカ市民になることを拒否され、その過程で人種主義の問題は「国家主権」の問題へすり替えられていく。こうした事例を通じて、移民排斥ロジックの形成が考察されている。

第3章はイギリスの事例研究である。同章は、イギリスの国政選挙における選挙権の享有主体性を国籍の点から検討している。帝国としての歴史を反映して、国籍が示す国家と個人の間には多様性があり、事実上の市民から事実上の外国人といえる者までが含まれている。国内での投票、その登録、在外投票はそれぞれに異なる範囲が規定され、明白で一元的な境界線があるわけではない。以上の考察を通じて同章では、国籍と選挙の関係性を再考している。

第4章は、占領期日本の事例研究を通じて、戦後日本の出入国管理行政（入管行政）の裁量権を考察している。入管行政における裁量権は、敗戦に伴って「外国人」となった在日朝鮮人の抑圧・管理、北東アジアにおける冷戦構造と関連があることを踏まえたうえで、同章は、朝鮮人という人種的・民族的カテゴリーが冷戦とどのように関係していたのかを論じる。例えば、この時期の「朝鮮人追い出し政策」は反共産主義というイデオロギーによって正当化されており、非正規の移住という現象は「朝鮮人」という民族集団がもたらす問題として捉えられている。同章はこうした朝鮮人を排斥する論理を詳細に分析している。

第Ⅱ部「シティズンシップのなかの『包摂』と『排除』」は、シティズンシッ

プのうち、権利の享受や制度的保障に着目する。法が自国民としての平等な権利を付与していたとしても、それが実際に享受されるという保証はなく、自国民内部の「分断」が助長・放置されている場合も少なくない。エスニック・マイノリティ、女性、障害者、高齢者など、社会的な周辺化・分断化・排除などによって権利の享受が妨げられている事例を考察し、社会的な「分断」に対して、各アクターの「包摂」・「共生化」を志向するシティズンシップの制度的保障を検証する。

第5章はアメリカの結婚促進政策「ヘルシーマリッジ」を考察対象としている。ヘルシーマリッジは、1996年の福祉改革で公的扶助制度への導入が進められ、現在も継続して実施されている。同章は、政府によって家族規範（家族像）が提示される背景を踏まえたうえで、特定の家族像が福祉のなかに組み込まれ、対象者に普及する過程を検討する。「あるべき家族像」の普及を目標とする家族支援は、社会的に排除されている人々に対して、シティズンシップ付与の条件としてパートナーとの関係性や生活態度の改変を促し、包摂へと導くことを志向する。他方で、関係性についての固有の差異を消失させる、あるいは固有の差異を保持する人々にスティグマを付与し、改めて排除していく側面をもつ。多文化共生施策があわせもつ「同質化」の機能とそこにおける包摂と排除の境界線について、具体的事例をもとに検討している。

第6章では、朝鮮戦争勃発前後の佐世保市を対象に、売春をめぐる行政の介入と関連業者との相互作用の事例が考察されている。この作業を通して、ある時代、ある地域において、人々が市民として、あるいは労働者として包摂、排除されていく<sup>メンバーシップ</sup>成員性の境界線画定がどのようになされていたのか、その実践の構造が明らかにされている。1948年の性病予防法施行後、街娼婦は性病の罹患可能性のある「売淫常習の疑の著しい者」として、その身体への介入——連行され、検診されること——を強制された。朝鮮戦争勃発後、席貸が風俗営業に包摂されることで、彼女らは性病をめぐる身体の問題ではなく、「従業婦」というひとつの職業にカテゴリーとして認識されるようになった。席貸制度による包摂は、彼女らを教育の対象とした。こうした教育する者／される者という非対称的な境界線が市民として、あるいは労働者としての成員性を形成していたのである。

第7章は、日本における実質的な移民である在日コリアンの現状を歴史的に振り返り、そこから国民への包摂と排除のポリティクスを検討する。権利としてのシティズンシップを歴史的に獲得し、日本社会で共生の礎となってきた在日コリアンの存在を明らかにし、そのうえで、昨今の新人種主義の語り、多くの外国籍者の来日状況、世代を重ねた現状における在日コリアンというカテゴリーそのものの動揺を詳らかにしている。

第Ⅲ部「境界線を越えるシティズンシップ」は、従来のシティズンシップを相対化し、克服しようとする政策および実践に着目する。境界線をつくりだすシティズンシップに対して、既存の境界線を相対化・克服するシティズンシップのあり方、成員資格の付与や拡大に関わる政策・実践に着目するものである。グローバル化に伴って多文化主義やデニズンシップなど、シティズンシップをめぐる政策的枠組みは変更を迫られており、それに応じた諸実践も認められることから、移民ネットワーク、国際NGO、多国籍企業、移民レジームなど、グローバル化によって顕在化してきたシティズンシップの変容を分析する。

第8章は、フィリピン人移住者たちが、移住先においても送り出し社会であるフィリピン政府関係機関や、世界的なネットワークをもつカトリックなどの宗教関連の資源と移住先社会の外国人支援制度などを活用しながら自助活動などを展開していることに注目する。そして、フィリピン人たちが送り出し社会と移住先社会の限定的な資源や制度を活用し、結果として独自の関係ネットワークを構築しているありようが明らかにされている。この実践は、限定的な資源と制度をつなぎあわせ、自己流にシティズンシップを形成している。さらに、フィリピン人であることを基盤として集まる行為や社会関係の構築は、移住先にフィリピン人のみの閉鎖的な社会関係を構築するどころか、移住先の市民や他国出身の移民たちと関わり、様々な背景を持った人々をつなぐ役割を備えている。このようなフィリピン人たちの活動は、多様な文化的背景を備えた人々の協働を導くこともある。同章は、日本と韓国におけるフィリピン人移住者の事例を比較しつつ、両国のフィリピン人が展開する活動を考察している。

第9章では、日本におけるフィリピン人の加齢移民を取り上げている。特に70年代前半から80年代前半までにフィリピンから日本にやってきた移民を取り



上げ、彼ら・彼女らのコミュニティとして教会の存在を論じている。フィリピン人移民にとって、教会（特にカトリック教会）は重要なコミュニティとなっており、同章はそのコミュニティで行使されるシティズンシップについて検討している。A. オング（A. Ong）の研究が明らかにしているように、グローバル資本の論理に基づいて複数の国益や居住権を戦略的に活用する「しなやかなシティズンシップ」が存在する一方で、そうした戦略的なシティズンシップの活用は一部のトランスナショナル・エリートに限られている〔Ong, 1999〕。しかし、実際には第8章・第9章の事例が明らかにしているように、文化的・宗教的リソースを利用した非富裕層によるネットワークの可能性もあり、そうした移民ネットワークが国家により形成されたシティズンシップの境界線を掘り崩していく意義については、より掘り下げた考察が必要であろう。

第10章では、従来の国民国家を単位とするナショナルなシティズンシップがもつ矛盾や限界に関心が集まっていることを踏まえ、これを日本の移民・統合政策と結びつけて考察している。具体的には、戦後の日本において、ナショナルなシティズンシップの相対化がどのような背景から提起、実践されてきたのか、それがどのように制度化されてきたのかを考察し、シティズンシップ論への含意を導いている。日本においてもシティズンシップの相対化に対応する現象がみられるが、特に帰化モデルに対するデニズンシップ・モデルの優位性が顕著である。

以上第8章から第10章は、国民国家内部におけるトランスナショナルな主体としての移民を取り上げている。では、グローバル・ガバナンスはどうなっているのであろうか。それを検証するのが第11章である。第11章は移民のグローバル・ガバナンスを取り上げ、歴史的に移民のガバナンスには統合と分散化のベクトルがあることを明らかにし、その上で1990年代以降の移民問題の「国際問題化」から今日の移民のグローバル・ガバナンスを、シティズンシップの脱領域化の問題として論じている。

\*

以上のように、本巻では「境界線としてのシティズンシップ」、「シティズンシップのなかの『包摂』と『排除』」、「境界線を越えるシティズンシップ」と



いう3つの視角からシティズンシップにおける包摂と排除を考察し、そのうえでトランスナショナルな人の移動のなかで現れるシティズンシップの境界線の相対化について検討する。各章の議論を通じて、シティズンシップの包摂／排除、およびその相対化についての考察と理解が深まることとなれば幸甚である。

2019年1月

大賀 哲  
蓮見二郎  
山中亜紀

- 1) 例えば、1966年に採択された社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する条約）には文化的権利が明記されているし、1990年の移住労働者権利条約（すべての移住労働者及びその家族構成員の権利保護に関する国際条約）に文化的独自性を尊重し、出身国との文化的なつながりを維持する権利が規定されている。
- 2) この点については Heater [1999], Kymlicka [2001] などの議論を参照。
- 3) 例えば、排他的な境界線ではなく文化と文明が交わる場としての境界線を再定義する「コンタクト・ゾーン」・「出会いの場」という境界認識もある [羽場, 2005a : 3 ; 2005b]。逆に支配／被支配という非対称的な権力関係から境界線を越えた接触を論じた研究としては Pratt [1992] を参照。